

令和 7 年度施設・団体職員向け研修会の撮影及び動画制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度施設・団体職員向け研修会の撮影及び動画制作等業務

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 委託内容

動画の撮影及び制作（デザイン、撮影、作画、編集等の全ての業務）

撮影及び制作する動画は、以下のとおり。

プログラム	編集後の尺の長さ	撮影日時（予定）	場所
令和 7 年度 施設・団体職員向け研修会	9 0 分程度	令和 8 年 1 月 9 日（金） 9:30 から 12:00 まで	京都産業会館 北室

※ 動画は YouTube でサポートされているファイル形式であること。

※ 研修講師等の発言に係る字幕テロップの挿入等の編集を行うこと。

※ サムネイル画像の作成を行うこと。

※ 動画は、研修資料のスライドショーに研修講師の発言をテロップ挿入した形式とするが、研修会でのスライド展開と同様のものを作成する必要があるため、当日の動画撮影は必須とする。

（研修内容）

- ・ 4 5 分程度の基調講演
- ・ 1 時間程度のパネルディスカッション
（パネリスト 4 名、コーディネーター 1 名）
- ・ 1 5 分程度の質疑応答

4 制作手順

（1）受託者は、本市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。ただし、出演者の人選、会場手配は本市が行う。

（2）受託者は、本市と十分協議を行いながら、収録・編集の作業を行う。

（3）受託者は、各校正や校了の際に校正・点検を行う。

※ 各動画の校正については、本市が校了と判断するまで行うこと。

※ 誤りを発見したときは速やかに本市へ報告し、修正作業を行うこと。

※ 校正に係るデータの受け渡しは、本市が指定した方法により行うこと。

5 本業務の履行に係る業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を統括する責任者を置き、本市との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、画像やデザイン、映像、音声などの映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信に当たっての必要な知識と技能を有する従事担当者確保すること。

6 納品期日及び提出物

(1) 納品期日

令和8年3月6日（金）

※ なお、初校の提出期限は令和8年2月6日（金）とする。

※ 納品後であっても、契約期間終了までは、修正を指示することがある。

(2) 提出物

ア 制作した動画、サムネイル画像データ一式

イ DVD 2枚（上記アの内容を収録したもの）

ウ 研修講師等の発言を文字起こししたもの（テロップをデータ化したもの（Word形式））

7 支払方法

完了後一括払い

8 著作権等の取扱い

- (1) 本制作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属することを確認する。
- (2) 受託者は、制作物について、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物における著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を本市が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (4) 受託者は、本制作物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように業務を実施するとともに、本制作物が第三者の権利を侵害していないことを本市に保証するものとする。本制作物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任において処理するものとする。

9 特記事項

(1) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。

イ 受託者は、本制作物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 禁止事項

受託者は、創作物について登録等を受ける権利は本市に単独で帰属し、本市が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は本市に単独で帰属することを確認する。

(3) 契約不適合責任

本制作物において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、本市の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項については、提案書等に基づき、本市と協議して決定するものとする。

なお、協議により決定しない場合は、本市の指示により決定する。